

検察審査会法の一部を改正する法律案〔概要〕

1 検察審査会議の会議録における記載事項の法定及び全ての発言の記載

現行法では、記載事項が法定されておらず、また、逐語的な会議録となっていない。



検察審査会議の**会議録には、次に掲げる事項のほか、会議に出席した者の全ての発言を記載**しなければならないものとする。

- ① 会議をした検察審査会の名称
- ② 会議の日時及び場所
- ③ 会議に出席した検察審査員等の氏名（官職がある者にあつては、官職及び氏名）
- ④ 会議を傍聴した補充員の氏名
- ⑤ 会議の議題
- ⑥ 会議において議決をした場合にあつては、議決をしたこと並びに議決の趣旨及び賛否の数
- ⑦ 会議において審査を行った場合にあつては、審査申立人の氏名又は職権による審査である旨、被疑者の氏名、被疑事実の要旨並びに不起訴処分をした検察官の官職及び氏名
- ⑧ ①から⑦までに掲げる事項のほか、検察審査会長が特に記載を命じた事項

2 検察審査会議の開催の状況に関する事項の公表

現行法では、検察審査会議の開催の状況が公表されておらず、検察審査会が実際に活動しているかどうかをチェックすることができない。



検察審査会は、検察審査会議を開いたときは、遅滞なく、**次に掲げる事項を公表**しなければならないものとする。

- ① 会議をした検察審査会の名称並びに会議の日時及び場所
- ② 会議に出席した検察審査員等のそれぞれの人数
- ③ 会議を傍聴した補充員の人数
- ④ 会議の議題
- ⑤ 会議において審査を行った場合にあつては、議決の有無

3 審査補助員の増員

現行法では、審査補助員の数は1人と法定されているため、審査補助員の中立性・公正さが確保されにくい。



- (1) 審査補助員の数を**2人以内**とするものとする。
- (2) 検察審査会は、**再度の不起訴処分の審査を行うに当たっては、審査補助員を2人委嘱**しなければならないものとする。